

補助金の申請から交付までの流れ

1

先進安全自動車 (ASV) *を
自動車販売店で注文 (売買契約) します。

※平成31年3月13日以降に新規登録 (軽自動車の場合は、新規検査届出) する
新車が対象です。

最新の補助対象車種は香川県のホームページをご確認ください。

香川県 ASV補助



2

補助金交付申請書を自動車販売店に提出します。

車両の新規登録 (新規検査届出) に併せて補助金交付申請ができます。

★ 申請書は、自動車販売店の窓口にて備付されています。
(または県ホームページからダウンロード)

香川県 ASV補助



登録・検査届出日から約1〜2か月

添付書類

- ① 運転免許証のコピー (住所変更している場合は、裏面のコピーも必要)
- ② 売買契約書 (注文書) のコピー
- ③ 自動車検査証のコピー
- ④ ASV装置販売証明書 (自動車販売店が作成)
- ⑤ 振込口座が確認できる書類 (通帳のコピーなど)

申請書類は、自動車販売店から下記団体へ提出された後、県へ送付されます。

- 普通・小型乗用車の場合: (一社) 日本自動車販売協会連合会香川県支部
- 軽乗用車の場合: (一社) 全国軽自動車協会連合会香川事務所

3

「補助金交付決定通知書」が郵送されます。

約1か月

県で申請書類を審査のうえ、申請書記載のご住所に「補助金交付決定通知書」を
お送りします。

4

補助金 (3万円) が指定口座に振り込まれます。

!

(注) 補助対象車は、1年以上使用する必要があります

補助金を受けて取得した自動車を登録 (検査届出) 日から1年以内に譲渡・転売等した
場合は、補助金を返納しなければならない場合があります。